別紙第2

勧 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務 条件に関する条例(昭和 32 年岐阜県条例第 29 号)、岐阜県一般職の任 期付研究員の採用等に関する条例(平成 12 年岐阜県条例第 48 号)及び 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 14 年岐阜県条例 第 38 号)を改正することを勧告する。

- 1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正
 - (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

- (2) 勤勉手当について
 - ア 令和元年12月期の支給割合
 - (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員(再任用職員を除く。) 勤勉手当の支給割合を 0.975 月分とすること。
 - (イ) 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員 (再任用職員を除く。)(以下「管理・監督職員」という。) 勤勉手当の支給割合を 1.175 月分とすること。
 - (ウ) 教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

勤勉手当の支給割合を 1.025 月分とすること。

- イ 令和2年度以降の支給割合
 - (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員(再任用職員を除く。)

- 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.95月分とすること。
- (イ) 管理・監督職員(再任用職員を除く。)
 - 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ
 - 1.15月分とすること。
- (ウ) 教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員
 - 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0月分とすること。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

- (2) 期末手当について
 - ア 令和元年 12 月期の支給割合 期末手当の支給割合を 1.725 月分とすること。
 - イ 令和2年度以降の支給割合
 - 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.7月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

- (2) 特定任期付職員の期末手当について
 - ア 令和元年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.725 月分とすること。

イ 令和2年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.7月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(2) のア、2 の(2) のア及び 3 の(2) のアについては、令和元年 12 月 1 日から、1 の(2) のイ、2 の(2) のイ及び 3 の(2) のイについては、令和 2 年 4 月 1 日から実施すること。